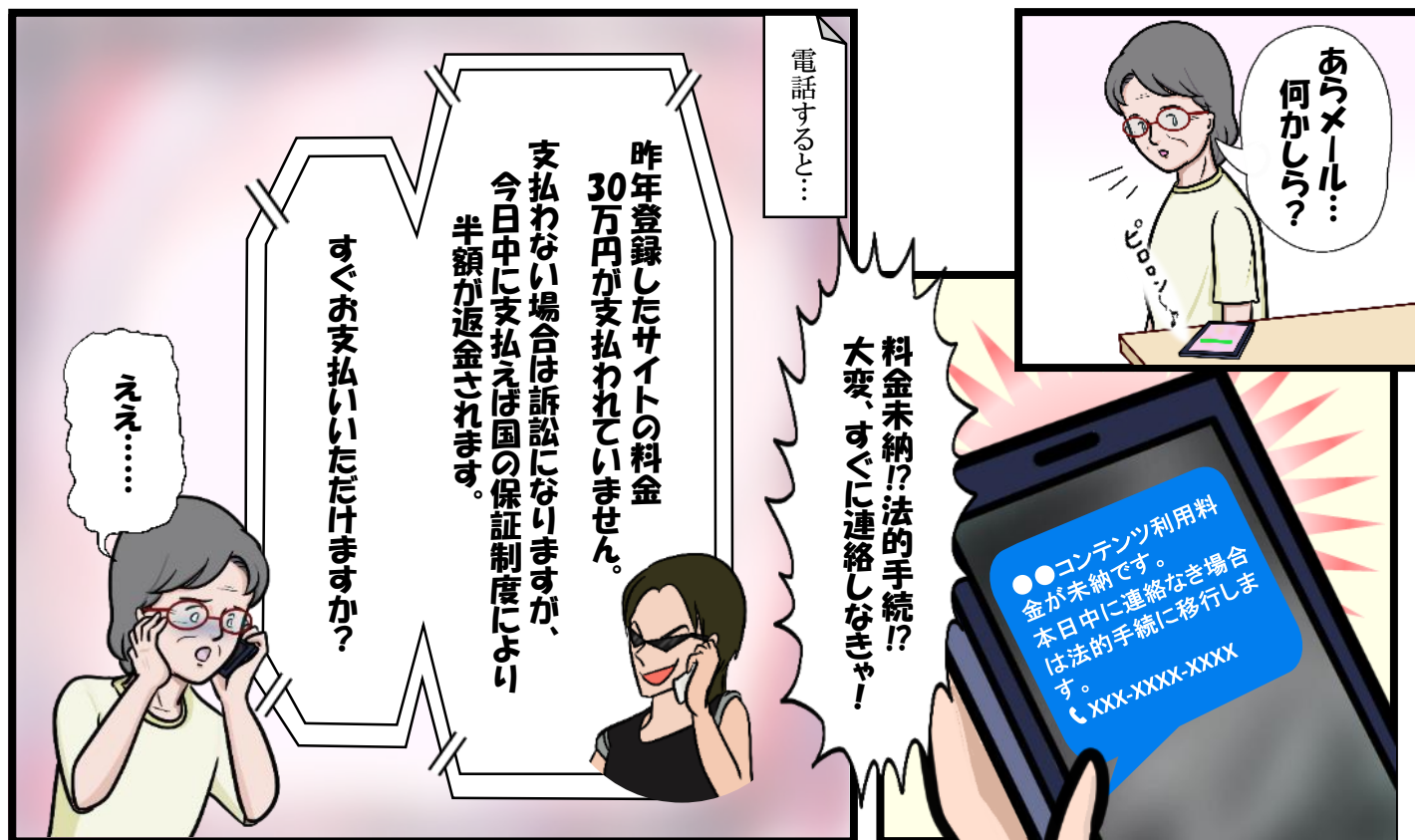




「裁判になる!？」心当たりのないメール・SMSにご注意!の巻



見守りポイント

- 心当たりのないメール・SMSがきっかけで、トラブルになってしまったという相談が多く寄せられています。
- メール・SMSに返信や記載されている連絡先に連絡をした結果、金銭を請求されたり、記載されているURLにアクセスした結果、個人情報を聞きだされたりする場合があります。
- メール・SMSに身に覚えのない料金を請求する内容が記載されている場合は、架空請求の可能性が高く注意が必要です。

対処方法

- 心当たりのないメール・SMSが届いても無視しましょう。
- 実在する事業者名が記載されていても、心当たりのない場合は、記載されている連絡先に連絡することや、URLにアクセスすることは、決してしないようにしましょう。
- メール・SMSが架空の内容か判断できない場合や不安な時は、すぐ消費生活センター等に相談しましょう。

和歌山市消費生活センター

〒640-8511

和歌山市七番丁23番地 市役所本庁舎2F (市民生活課内)

073-435-1188

和歌山県消費生活センター

〒640-8319

和歌山市手平2丁目1-2 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛8F

073-433-1551

※消費者ホットライン☎188でもお近くの相談窓口につながります。